

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

400メートル障害で世界選手権銅メダリストの為末大が引退しました。最後のレースは1台目のハードルで転倒し最下位でゴールしました。起き上がり全力で走り続けたのは、これからの人生に対する決意であり、これまでの人生のけじめの意味がありました。若い頃、初めてレースで負けた時、体調が良くなかったとウソをついたことをずっと後悔していました。全力を出し切っておくこと、失敗は成功への道のりの一部であることを最後のレースで表現しました。

彼は新しいグラウンドでも、再び全力で走り抜けるでしょう。

私の書棚より

○「選択と集中」という言葉がある。同義語反復で、2つ並べる意味がない。本来は「捨象と集中」でなければならぬはずだ。捨てた後、残したものに集中する、ということである。
○トップのコミュニケーションには、組織の空気を少しずつ変えていく根気強さが必要だ。しつこさと言ってもいい。一種のシーソーゲームのようなものである。

「結果を出すリーダーは
みな非情である」
富山和彦著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□給与等の源泉徴収は、その給与等の支払時に行うため、未払の場合には源泉徴収の必要はありません。ただし、配当や役員賞与の未払については、支払の確定した日から1年を経過した日に支払があったものとして源泉徴収をしなければなりません。

また、未払給与の受領を辞退した場合にも給与等の支払があったものとして、源泉徴収しなければなりません。しかし、支払者の債務超過の状態が相当期間継続し、その支払をすることができないと認められる場合には、源泉徴収を要しないとする特例があります。

□相続等により財産を取得した個人が、相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年を経過する日までに、相続財産を譲渡した場合にはその納付すべき相続税額のうち一定の金額を、その譲渡した資産の取得費に加算して譲渡所得の計算をすることができます。この場合の譲渡資産の所有期間は、相続に係る被相続人がその財産を取得した日から引き続き所有していたものとみなします。ただし、限定承認により相続財産を取得した場合には、その相続財産を相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年を経過する日までに譲渡しても、相続税額の取得費加算の特例はありません。また、取得の日もその相続があった日となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付
20日	○ 特例適用者の7月～12月分の源泉所得税の納付 (休日につき21日)
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 25年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 25年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 1月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 ○ 源泉徴収票の交付 ○ 支払調書の提出 ○ 償却資産の申告 ○ 給与支払報告書の提出
-----	---

今月の贈る言葉『自分で選んでやっていることは苦勞ではない』 by お客様の掲示物